

他の大学等における既得単位等取扱規程

平成21年4月1日

規程第114号

改正 令和 2年 3月規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号）第21条の規定に基づき、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）を卒業又は中途退学し、本学に入学を許可された者の既得単位等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(提出書類)

第2条 他の大学で修得した既得単位を本学の単位とみなす旨の認定を願い出るときは、別に定める様式の既得単位認定願に他大学等が発行した学業成績証明書を添付して、第1年次春学期履修登録の前までに願い出るものとする。

(認定)

第3条 前条により願出があったときは、学務運営会議においてその可否を審議し、教授会の議を経て、その結果を別に定める様式の既得単位認定決定通知書により、当該願い出た者に通知するものとする。

(既得単位の取扱い)

第4条 認定された単位は、青森公立大学経営経済学部履修規程（平成21年規程第99号）第4条第1項に規定する単位修得制限の算定に含めず、かつ、GPAにも算入しない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第12号）

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。